裾野市地域防災計画

火山対策編

火山対策編 目次

		WAD!	Τ -
		総則	頁
第1章	総則		
	第1節	想定	1
	第2節	気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	4
	第3節	避難計画	7
			頁
第2章	災害予防	抗計画(平常時対策)	
	第1節	関係する機関と実施すべき事項(平常時)	15
	第2節	情報連絡体制の整備	18
	第3節	避難計画の策定	19
	第4節	市が定める避難場所、避難所及び避難経路	21
	第5節	避難促進施設	21
	第6節	予防教育及び研修・訓練の実施	23
			頁
第3章	災害応急	总対策計画	
	第1節	噴火警報・噴火予報の伝達	25
	第2節	避難指示等	26
	第3節	市の体制	33
	第4節	交通規制	36
	第5節	避難者の輸送	38
	第6節	広域避難路の除灰等	39
	第7節	社会秩序維持活動	40
	第8節	被害拡大防止対策	40
	第9節	継続災害対応計画	40
	•	復旧·復興期	頁
第4章	災害復旧	3計画	
	第1節	復旧	41
	1		

第1章 総則

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は全く見られていないが、本市としては平穏時の努めて早い時期に火山防災対策を推進しておくことが、市民や観光客、各事業所の安全・安心な生活や活動につながるものと考える。この計画は、裾野市地域防災計画共通対策編に基づき、富士山が噴火した場合(恐れがある場合を含む)に、市民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する 「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に、活動火山特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。

富士山の火山活動に伴う防災対策は、富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)が令和3年3月に改訂した「富士山ハザードマップ(改訂版)」(以下、「富士山ハザードマップ」という。)の噴火想定に基づき、協議会が令和5年3月に策定した「富士山火山避難基本計画」(以下「避難基本計画」という。)」を基本として実施する。

市及び関係機関は、避難基本計画に基づき、あらかじめ必要な防災対策を検討しておく。

市は、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、本市の特性を踏まえた「裾野市富士山火山避難基本計画」(以下、別冊2「市避難基本計画」という。)を定める。

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は全くみられていないが、1707年の宝永噴火から今年で317年が経過し、いつ火山活動が発生してもおかしくない状況の中、本市としては平穏時の努めて早い時期に火山防災対策を推進しておくことが、市民や観光客、各事業所の安全・安心な生活や活動に繋がるものと考える。この計画は、裾野市地域防災計画共通対策編に基づき、富士山が噴火した場合(恐れがある場合を含む。)に、市民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。内容について本編と別冊2「市避難基本計画」で重複事項もあるが、本編には、火山防災に関する考え方や避難行動等の概要を記載する。

また、別冊2「市避難基本計画」には、協議会で検討あるいは定めた火山防災に関する各種専門知識及び対応要領を記載するとともに、裾野市が防災上の特性を考慮し、避難訓練(検証)の成果やSim結果を反映させ考えた対応要領等について定める。

第1節 想定

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

富士山は、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。そして、協議会が策定した避難基本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続(複合)災害は当面対象としていないが、市は、別冊2「市避難基本計画」において市独自に市外(広域)避難ができない場合の緊急時対応計画(エマージェンシープラン)の方針骨子を定めた。

1 想定火口範囲

約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲に、山頂から半径4km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

2 予想される噴火現象とその危険性

現象	危険性等
	(1)噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm 以
	上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。
噴石	(2)大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半
(大きな噴石、小さな噴石)	径2km 以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。
	(3)噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生す
	る前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で

	堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。
	安となる。 (4)噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。
	(5)1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km 離れた小山
	町須走に直径20cm 程度の噴石が到達した。さらに20km 離れたところでも直径数 cm
	の噴石が到達した。
	(1)火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団と
	なって斜面を流下する現象である。
	(2)火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速
	で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km 程度外側に到達することが想定され
	న <u>ి</u>
火砕流・火砕サージ 	(3)高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。
	(4)火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の
	時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生
	後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到
	達範囲外に避難する必要がある。
	(1)1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。
	(2)噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可
	能性がある。
溶岩流	(3)溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。
	(4)溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作
	用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。
	(5)溶流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。
	(1)積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や
	斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。
	(2)一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。
融雪型火山泥流	(3)水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡(水死等)する可能性が高いが、水深が
	浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。
	(4)融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60km となり、発生後の避難は困難である
	ことから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
	(1)細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現
	象である。
	(2)火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。
	(3)ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかか
nd C	りやすくなるなどの健康被害のおそれがある。
降火	(4)屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除
	灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含
	んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。
	(5)堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼす
	ことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
	(1)斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km 以上の速度で石
	機を伴って流下する現象である。
	(2)降灰堆積厚10cm 以上となった渓流において、時間雨量10mm 程度以上の降雨があっ
 降灰後土石流	た場合、発生の可能性が高くなる。
17/1 / 4 H//li	(3)土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。
	(4)速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到
	達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
	YES 3 WICH A REPORT CHOSS NO CANADATA ON MINISTER OF DRIVING AND

地震·地殼変動	(1)火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。(2)火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。(3)地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1)マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。(2)火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。(3)富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし、噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
空振	(1)噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。 (2)人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動 したり、場合によっては割れることもある。
洪水氾濫	(1)火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や渓流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2)宝永噴火後には神奈川県の酒匂川などで繰り返し洪水被害があった。 (3)噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・山体崩壊	 (1)強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km 前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2)富士山では、約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3)岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4)山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1)熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2)溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3)水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。
雪泥流	(1)積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代(ゆきしろ)などとも呼ばれる。 (2)中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域 (火山災害警戒地域)として指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市町
富士山	静岡県	御殿場市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市、長泉町、小山町

第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1 噴火警報・噴火予報(噴火警戒レベル)

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき 防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山に おける噴火警戒レベルの取扱いは次の通りである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まっている段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を開会範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲 を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

			ı	/	T
名称	対象範囲	レベル (キーワ ード)	火山の活動状況	住民等の行動及 び登山者・入山者 等への対応	想定される現象等
噴火警報 (居住区) 又は 噴火警報	居及よ側域れ口	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域 からの避難等が 必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日~1月1日: 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864~865年): 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達延暦噴火(800~802年): 北東山腹から噴火、溶岩流が約 13kmまで到達・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼~16日午前(噴火開始前日~直前):地震多発、東京など広域で揺れ
	4 (高齢 者等避 難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居 住地域での高齢 者等の要配慮者 の避難、住民の避 難の準備等が必 要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地 殻変動等により、居住地域に影響するよ うな噴火の発生が予想される(火口出現 が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前):山 麓で有感となる地震が増加	

噴火警報 (火口周辺) 又は	火口から 居住地域 近<まで	3 (入山 規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規 制等危険な地域 への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
火口周辺 警報	火口周辺	2 (火口 周辺規 制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火山周辺への立入規制等	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生 等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火 山であ こと に 意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態 によって、火口内 で火山灰の噴出 等が見られる(こ の範囲に入った 場合には生命に 危険が及ぶ)。	特になし	・火山活動は静穏(深部低周波地震の多発 等も含む) 2007年12月現在の状態

- 注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
- 注2)ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2~7億㎡を大規模噴火、2千万~2億㎡を中規模噴火、2百万~2千万㎡を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
- 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(協議会作成)で示された範囲を指す。
- 注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(避難準備)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。

2 その他の火山現象に関する予報

予報の種類	発表基準	内容	発表時期
	噴火警報が発表されている火	18 時間先(3時間区切り)まで	
 降灰予報(定時)	山で、噴火が発生したときに降	に噴火した場合に予想される、	噴火の発生に関わらず定期
阵灰了報(足时)	灰が住民等に影響を及ぼすお	降灰範囲や小さな噴石の落下	的に発表
	それがある場合	範囲を提供	
降灰予報 (速報)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後速やかに(5~10 分 程度で)発表
降灰予報 (詳細)	「やや多量」以上の降灰が予測された場合	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供	噴火後 20~30 分程度で発 表

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ	
多量	1mm 以上	
やや多量	0.1mm 以上1mm 未満	
少量	0.1mm 未満	

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時 に発表 臨時に発表する際は、火山活動 のリスクの高まりが伝わるよう、 臨時の発表であることを明示し 発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的 にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために 発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知ら せるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)※噴火の規模が確認できない場合は発表する。・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(発生時刻・噴煙高度等)を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発 表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項 等について解説するため、随時及び定期的に発表す る資料。	毎月または必要に応じて臨時に 発表
週間火山概況	過去 1 週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの 放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性 のある地域を知らせるもの	定期的または必要に応じて臨時 に発表

航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報。 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰 実況図、拡散予測図(6、12、18 時間先まで予測)も 合わせて発表される。	責任領域(※)内の火山に関して 噴火情報を入手した場合。 なお、航空向けの情報として東 京航空路火山灰情報センターか ら発信
----------	---	--

※)責任領域:国際民間航空機関(ICAO)のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路 火山灰情報センター(VAAC:Volcanic Ash Advisory Center)があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

第3節 避難計画

1 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、本計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を富士山火山ハザードマップ(以下「ハザードマップ」という。)として図1から図6に示す。なお、各火山現象の想定影響範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要なエリアを避難対象エリアとし、噴火の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

また、避難基本計画における第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性がある範囲を、本計画においては第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げにならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則とする。

なお、溶岩流が短時間で到達する地域に別荘地や住宅地が存在する市の特性を踏まえ、市独自の対応として十里木別荘地の一部を第一次避難対象エリア、須山地区全域を第二次避難対象エリアに拡大する。

※ 細部、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第1項1-1「噴火現象の影響範囲と避難対象エリア」(表-7)参照

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後は、溶岩流が 3 時間以内に到達する可能性がある範囲(第 3 次避難対象エリア)のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。

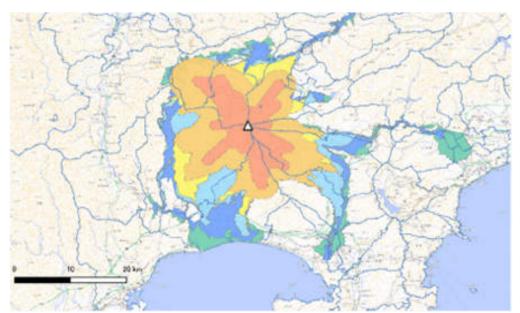


図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

火山対策編

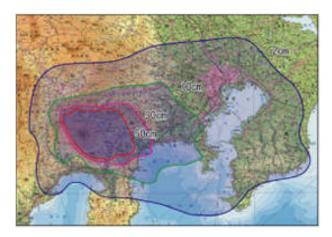


図2 降灰の影響想定範囲

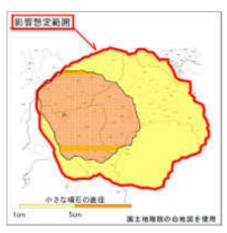


図3 小さな噴石の影響想定範囲



図4 融雪型火山泥流の可能性マップ

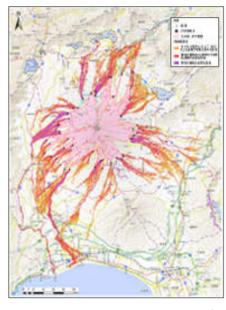


図5 融雪型火山泥流ドリルマップ の重ね合せ図(危険度区分)



図6 降灰後土石流の可能性マップ

本計画で定める影響想定範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

噴火現象	避難対象	説 明
	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図1を参照)
	於普·法 上	(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
.l.□™ ct	第1次 避難対象エリア	想定火口範囲
火口形成 火砕流	第2次 避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(1 時間以内)到達範囲及び溶岩流の流
溶岩流	第2次 避無別家工リア	下により孤立する可能性のある範囲
大きな晴石	第3次 避難対象エリア	溶岩流(1時間~3時間以内)到達範囲
入らる項目	第4次 避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
	第5次 避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
	第6次 避難対象エリア	溶岩流(7日間-約57日間)到達範囲
	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図4を参照)
融雪型火山泥流	於普·法 上	(融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
磁当至入山ルル	 避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必
	対策が多工リア	要な区域※1
	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm 以上)(図 2 を参照)
降灰	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲
件八	世無刈家工リア	*1*2*3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm 未満と想定される範囲 ※1※2※3
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが 1cm 以上の噴石の降下が想定される範
小には唄石	於普心足型四	囲(図3を参照)
	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(図6を参照)
降灰後土石流	水膏心足型四	(降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。)
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

- ※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
- ※2 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。 また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
- ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

避難対象エリアの区分

避難対象エリア	影響が予測される範囲	地 区
第1次避難対象エリア	想定火口範囲	十里木 (芙蓉の森林地区)、十里木(南富士2・3地区の一部)
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(1 時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により 孤立する可能性のある範囲	十里木(第 1 次避難対象エリア以外)、須山四 ★須山一~三及び六
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲	下和田
第 4 次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲	千福、御宿平山、御宿上谷、御宿新田、御宿坂上、御宿入谷、中村、下条、中里、田場沢、上ケ田、金沢、今里、呼子、矢崎、トヨタ、千福南、森脇団地※、御宿台※今里上※町震一、町震二、舞台団地、遠道原、深良新田、岩波久根石脇、佐野上宿、佐野本宿、佐野若狭、佐野二、大畑、上町、元町、桃園、富沢、南町、二ツ屋一、二ツ屋二、堰原、、水窪

第 5 次避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲	和市、切久保、上原、原、上須 公文名一、公文名二、中丸上、中丸中、中丸下、天理 町、富士見台、新道、東町、本通り、日の出元町、本村 上中、本村下 緑町、伊豆島田
第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間-約57日間)到達範囲	南堀、上原団地 公文名三、公文名四、稲荷アルミ、滝頭、本茶、道上、 峰下市の瀬、鈴原、茶畑団地、和泉、麦塚

[流下しない地区]上城、千福が丘、公文名五、青葉台

2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、次の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前(噴火警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難の考え方(協議会・県の計画)

	噴		溶岩流※1										
区分	火	避難対象者区 分	融雪型火山	てきな噴石 泥流(事前の な地域)※2					融雪型 火山泥流 ※1	降	灰	小さな 噴石	降灰後 土石流
וו	レベ)J	火口形成										
	ル		第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次避難 対象エリア	第5次避難 対象エリア	第6次避難 対象エリア	避難対象 エリア※2	避難対象 エリア※3	屋内避難 エリア	影響想定 範囲	避難対象 エリア※4
	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	_ - 下山・帰宅 (5合目以上)			l		1		l	l		_
			No. 46/	\n4411 \44 144					NR444// N44- /44-				
	3	一般住民 避難行動要支援者	避難	避難準備 避難準備	_	_	_		避難準備 避難準備		_	_	
		観光客·登山者	入山規制	下山·帰宅	下山・帰宅	下山・帰宅			避難準備				
噴火													
火前			\n+##	\D+##	\D+##\$## /##				\D*##				
	4	一般住民 避難行動要支援者	避難避難	避難避難	避難準備 避難	避難準備	_		避難 避難	_	_	_	
		観光客·登山者	入山規制	入山規制	下山·帰宅	下山·帰宅			避難				
			7 (1,7,0.1.3	, (F1,70.1-3	1 1 7 1 5	1 1 7 1 0			A_A_				
	_	一般住民	避難	避難	避難準備	—		—	避難				
	5	避難行動要支援者 観光客・登山者	避難	避難	避難	避難準備	避難準備	避難準備	避難	_	_	_	
	献7.日. 亞田月	AD-01 11/11	入山規制	入山規制	入山規制	下山·帰宅	_	_	避難				
Dj	<u> </u>				避難	避難							
2	K	一般住民	避難	避難	【必要な範囲※5】		_	_	(事前避難)	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備	
女正	担め	避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難	避難準備※6	避難準備※6	(事前避難)	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備	_
Į ×	直	観光客·登山者	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	_	_	(事前避難)	屋内退避準備	屋内退避準備	屋内退避準備	
1	_ 美												

―:避難行動の対象外

[★]溶岩流流下1時間以内到達及び孤立予想により、第2次避難対象エリアに位置付け(噴火前避難区域指定)

[※]市独自の修正 森脇団地:第5次→第4次、御宿台区:第6次→第4次、今里上区:未流下→第4次(孤立予想)

(2) 噴火状況判別後の避難の考え方(協議会・県の計画)

X	754## 1 1 27 # F ()		溶岩流							灰	小さな噴石	降灰後土石流
分	避難対象者区分	第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次避難 対象エリア	第5次避難 対象エリア		避難対象 Iリア※2	避難対象 Iリア※3	屋内避難 対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の 避難対象エリア
現象の	_	溶岩流の流下の場合							火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険
発生					% 7	*7	%8				降下の場口	がある場合
噴	一般住民	避難	避難	避難	避難	避難準備	避難	(事前避難)	避難	屋内避難	屋内避難	避難準備/避難
火状況	避難行動 要支援者	避難	避難	避難	避難	避難	_	(事前避難)	避難	屋内避難	屋内避難	避難準備/避難
判明後	観光客·登山者	入山規制	入山規制	入山規制 【必要な範囲 ※9】	入山規制 【必要な範囲 ※9】	入山規制 【必要な範囲 ※9】	— 【必要な範囲 ※9】	(事前避難)	避難	屋内避難	屋内避難	避難準備/避難

- ※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに 避難準備や避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。
- ※2 融雪型火山泥流ドリルマップ(危険度区分)における事前の避難が必要な区域。
- ※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火辞典で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。
- ※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、 禁中調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。
- ※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲(第3章第2節第4項を参照)。
- ※6 必要に応じて避難準備。
- ※7 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。
- ※8 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。
- ※9 噴火後には、気象庁などによる。

(3) 富士山火山における裾野市の特性を踏まえた避難避難等(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章参照) 協議会から示された考え方等に基づき、富士山火山における裾野市の特性を踏まえた避難全体のイメージは、 下記に示す表のとおり。

【裾野市の避難全体のイメージ】

政策に加工リア		WARRANCE	MULTIPLE REPORT OF	WOOMSHIELDS NO.	MAJORBINESCO	WOODBERTON	MORNING	
対象とする大山現象		対なAO利用	大学な確定、大学徒・ 火災サージ、観覚教 火治療護の一部	高を表がられ続いた この後する不可なか ある報酬	連合はから4時間以 から20mmを可能性 かある問題	市市場が7日以内に 別議する可能性があ る報酬	次を定せる対象的のよう まずら可能的のある 収録	
	200000		要成べるまでに持ち	CHARGE TRACK	1017740	深根地の影響の3	開発が全にた時点	
BECETS .	BRTR	製造者は、	6世間からはバスズは他	F MARIL AND	建物红金型	, X8Lb	手供による	
300,00	Alth	311000000	自宅等(B心水, M	光度 附符利指数 安城	数は、地域外の音を下の	確定を原用にする。)	200000	
	Medic	L-563	L084	L/184	株人的レベルので連絡 株人の日本のマルルので	海田道が流下する	可能性於重定在特点	
利用行動 第五回名	HOLE			(地區)自主港東 海田	ORFE (6)20/(6)27/6/	H(R)		
W2	ABA		(12 周4次20円間 (27 財務労働用が連続さみ			39.50.37883		
-wu e	жрен	5-0.0	6464	TREECONAME	深有法が選手する 可能性が担心に特点 単独性のなった。4	26/8/X174	可能性が良いた時点	
	BRIR	D.M	56.6	公女性条号 ×4.				
	285	押小天祖報刊第エリ7	文は、 帯4次より作賞	第4年2月升度 信管内作用下有管件				
HRETO	5大山地東	競賞型人の方	通かりゲードテンクでは、	株装養100mを提出してL	らため、サロ神堂堂が多	CHROL CONNECT	HERMES,)	
	確女保官 投資		(多子课的が主(大場合、 同び、第4大遊戲対象エ)		(株舎駅) 選択(およいゲードマップを見な地域への)近下はないが、様 金量が多い場合は連合等に確認し必要な地域を増入的に避難がなる			
HISTORY	S AUDITED			0				
海際行動差太報告 一般性別			(市が無れが生にた場合 例は、前4次回路対象が		製造設金装置を基本とするが、技術機に結構があった場合は、製造舗 業成準がなっても進かから必要が終二、土分大量製物芸術			
HELT	5人の地址			MINIMARK TO	の後世紀後の時代			
	確な保証 発足		(近ヶ連れが生)之場合 同は、第4次直接対象に			と味り製まな理報でで 施えからいのちを守るた		

- のサードを呼ぶれた。 のサードを呼ぶれた。 のサードを呼ぶれた。 のサードを呼ぶれた。 のサードでは、カロボートでは、カルボールでは、カルでは、カルでは、カルボールでは、カルボールでは、カルボールでは、カルで

【裾野市の噴火警戒レベル別の対応】

at Mills	B277	\$100M008497	MICHIGANICATO	WARRIED TO	MADEMINISTRATOR:	ROUGHBERSON.	B0398NB397				
対象とする大小規律 明人管理/ベル		PEACHE	大きな確な、大政治・ 人父サージ、蘇電音 大山花成の一部	は他国外は神様以内 に倒進する可能性が 名を報題	のある機器 からも機器 のある機器	停削機が7世に内に 制建する可能性があ 6制機	定を改い最終的に5 選する可能性がある 軽力				
L.	96-1		平時間に、老人山であることに採用)								
	u it			\$160米分列门往80	MANAGE PROPERTY	0.					
NESSTEN: (SEPE)	MKW#	808170	BA NABITE STEEL	つこかなする終めを示さ	- SECTION CONT.	48.46 ARCS	THEOREGIST				
	98MB		ロ土を持て近郊 日本市内には九日曜	2.01	に担かへの日主初略を を	SALESTON OF SIR	y acid				
	te M	おおけれませまがる 一般などこの事務		対象主体の引き返し等							
1×40	- 第六松市	#428	別り来なりアまでに滞在	する観光哲等コレベルロボ	個大後、お客に応じて保 度						
	11888			利望利用のへの利用を利用を行われている。利用を利用する							
L-18.4			世界で作用される 一行日本とたる例	在制作制度工製を 一部保証(予知音度 を持つは基準	情報収集(株計 年間(34世代) 一世報 日報教文研究 一 同社別とも複雑	16464	NO.				
			【神管部】 電影をはた 様大変に表		からい 神片位置を向に移動して動から何を						
le?	UES.	##3h		下五日匹 一般世界 日 情報代表 世紀	が は の の の の の の の の の の の の の	18466	NO.				
4.53 B		元 建工 在公司的 工 建立 在公司的		丁和田区一和世界 江 日野 学者	- 現場的事業主体を - 財政保証課務事業	100781113720074					
			が あけ 連れが主じ	国有点の両子を担ける日 ★ ボファッショーンに関いた場合 いっまのはなからしためた ままてはなぜあておめ							
			九塊岩 田井田田	dea	現代はまた中の可能性 関連が行われる第二年間に	がある世紀からの名間 体上に発生 活動の他の	oem				
				等利、自宅さたロセトを立ち、日内内では、日内内での、東京の開発 日本のことをはなないという。このためできない。このできます。日本とは、日本のできます。							

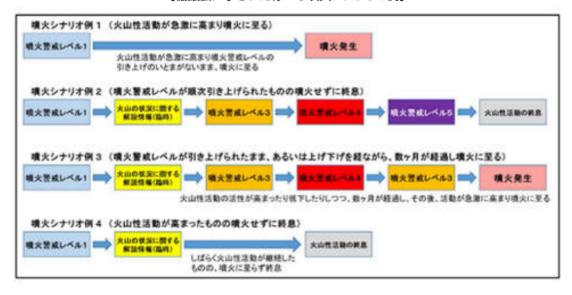
【裾野市の被害の全体像・流れ等】

									備考	
			大きな噴石 (※1 火砕流・火災サージ、融雪 型火山泥流)			溶 岩 流				
			火口形成						ードマップ上、 居住地域へ	
			第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次避難 対象エリア	第5次避難 対象エリア	第6次避難 対象エリア	の影響は、 少ない。	
	噴火	観光客・ 登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ		
	火警戒レベル3	避難行動 要支援者	避難【全方位】 ※2 須山避難	高齢者等避難 ※2 須山避難	1	1	1	_	※2 須山地区 の避難所 (コミセン、研修	
	าง	一般住民	避難【全方位】 ※2 須山避難	避難準備	避難準備	_	_	_	センター、必要(こより須山小)	
	噴火	観光客・ 登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※3 市南東 地域避難所	
噴火前	火警戒レ	避難行動 要支援者	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	_	_	_	◇別荘住民及び 下和田要支援者→深良中	
"	ベル4	一般住民	避難【全方位】 ※3 南東避難	避難【全方位】 ※3 南東避難	須山避難[全方位] ※南東避難	_	_	_	◇須山区民 →東中	
	噴火	観光客・ 登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ		
	火警戒レベル5	避難行動 要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	(避難準備) ※4	_	_	※4 要すれば 富岡北側地域	
	ル 5	一般住民	★避難済	★避難済	★須山避難済 (下和田避難準備)	_	_	_		
	噴火	観光客・ 登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	①須山ライン (県流下「D」	
噴火後	火開始直	避難行動 要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	避 難 【必要なライン】	避 難 【必要なライン】	避 難 【必要なライン】	パターン) ②その他ライン (黄柳) M35ライン)	
後	後	一般住民	★避難済	★避難済	避 難 【必要なライン】	避 難 【必要なライン】	避 難 【必要なライン】	避 難 【必要なライン】	(県流下「C」 パターン)	
	*	火口位置及び落	容岩流の流下方向	が特定しリアルハ	ザードマップが発出さ	れたら、対象 <u>ドリノ</u>	レマップを基準(そ	の他ラインを3区タ	<u>})</u> に対応する。	

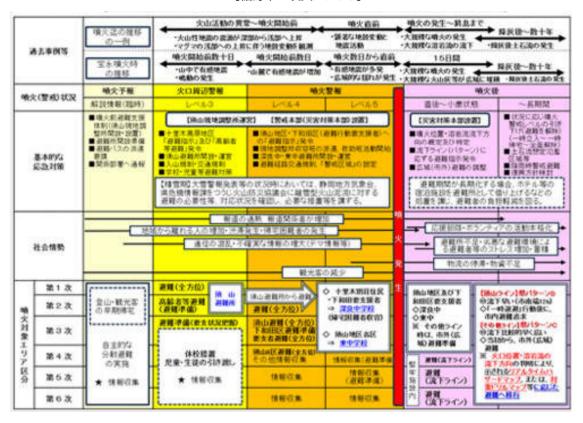
3 噴火シナリオ

平常時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、裾野市の特性に合わせた噴火シナリオを作成し、避難対策等の検討に活用した。なお、本シナリオは、噴火警戒レベルが順次引き上げられ噴火に至ることを想定したものであるが、実際の火山活動においては、様々なパターンで噴火に至る可能性がある。

【協議会に示された様々な噴火シナリオの例】



【裾野市の噴火シナリオ】



第2章 災害予防計画(平常時対策)

市は、国、その他地方公共団体、公共機関、専門家等と連携して県の設置する「協議会」において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第1節 関係する機関と実施すべき事項(平常時)

	実施主体	内容
	情報伝達体制	・防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機)の整備 ・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討) 例)聴覚障害のある人:FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者 用情報受信装置 視覚障害のある人:受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人:フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築(通信手段、巡回体制等) ・避難所との連絡体制等の構築 ・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築
市	避難計画	・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・観光客・登山者への避難基本計画・市避難基本計画の周知 ・警察、道路管理者への避難基本計画・市避難基本計画の周知 ・自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化 ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握(市避難基本計画等の策定) ・避難対象エリアの住民への周知 ・避難所施設の指定及びリスト化 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供
		・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築 ・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
	訓練	・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上・県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
	装備	・施設へのヘルメット等の整備
	教育	・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識 等の普及・啓発
	入山規制	・入山規制の実施方法の検討・入山規制実施時の広報方法の検討・入山規制実施時の規制箇所の検討

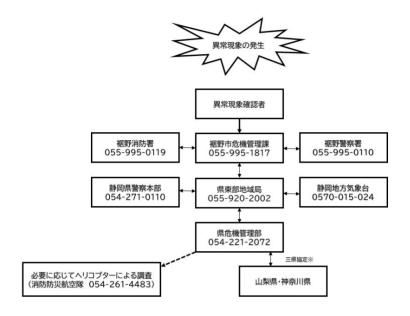
	T	
		・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
		・県及び警察と連携して交通規制箇所(道路)の選定
	交通	・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定(市避難基本計画等の策定)
		・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定(市避難基本計画等の策定)
		・除灰優先区間(庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等)の抽出
	除灰	・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
		・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定
		・ ・
	畜産	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・広域避難者受入時の実施事項の整理
		・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結
受入市町		・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築
文人いい		・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
		・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
		・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発
		・教育委員会や一般財団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識
		等の普及・啓発
		・避難基本計画及び本計画の周知
		・山小屋組合等への避難基本計画及び本計画の周知
		・警察、道路管理者への避難基本計画及び本計画の周知
		・鉄道事業者への避難基本計画及び本計画の周知
		・観光客・登山者への避難基本計画及び本計画の周知
		・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
		・市における山小屋組合等との情報伝達体制の把握
		・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築
		・市及び受入市町への安否情報連絡体制の構築
		・情報伝達手段の整備(日常利用機器等の活用検討)
		例)聴覚障害のある人:FAX、携帯電話メール、テレビ放送(文字放送など)、聴覚障害者
		用情報受信装置
		祝信報文信教皇 視覚障害のある人:受信メールを読み上げる携帯電話
		「大見停音のある人:フリーハンド用機器を備えた携帯電話
ı		
県		・市が設定した避難ルートの把握
		・県バス協会等との協定の締結
		・広域避難者受入時の実施事項の整理
		・市の広域避難対象者の把握
		・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握
		・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定
		・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化
		・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結
		・市の避難行動要支援者個別計画の集約
		・福祉避難所の把握
		・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整
		・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握
		・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築
		・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
		・火山灰の仮置き場及び最終処分場(捨て場)の選定
		・入山規制実施時の規制箇所の検討
		・人山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討

	・市の安否情報確認訓練への支援
	・畜産事業者の実態把握(事業者数、畜種別頭羽数)
	・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
	・施設へのヘルメット等の整備
	・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討
	・噴火時等の広域医療救護体制の構築
	・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
	・火山防災情報の共有化システムの構築
国	・国内外への情報発信体制の構築
	・火山灰の最終処分方法の検討
	・噴火時等における交通規制方法の事前検討
) 关	・除灰作業用資機材の所有状況の把握
道路管理者	・除灰作業計画の策定
	・放置車両の撤去方法の検討
NEXCO 中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
数点	・市と連携して交通規制箇所(道路)の選定
警察	・入山規制実施時の規制箇所の検討
ᄮᄼᇃᆀ ᄽ ᆖᄱᄷ	・社会福祉施設等の避難計画の策定
社会福祉施設等	・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
本 立市光之	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討
畜産事業者	・家畜移送計画の策定
	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
山小屋組合等	・県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
	・施設へのヘルメット等の整備
压体1988	・噴火時等の広域医療救護体制の構築
医療機関	・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
	・広域避難路の設定
協議会	・広域避難路の代替路の検討
	・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第2節 情報連絡体制の整備

1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象(地割れ、臭気等)を発見した場合の通報体制は下記のとおりとする。(表1)



※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県の三県による「富士山火山防災対策に関する協定」 (以下、「三県協定」という。)

実施者 具体的な内容

異常現象(地割れ、臭気等)を発見した者は、直ちに最寄りの富士山周辺市町又は警察官に通報するものとする。

警察官は、住民等から火山活動の現象に関すると思われる異常の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町の長に通報するものとする。

市長は、警察官、住民等から火山噴火現象に関する異常の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台にこれを通報するとともに、通報のあった異常現象の確認を行う。

知事は、富士山周辺市町の長から火山活動の現象に関すると思われる異常の情報を受けた場合には、速やかに寿命には、速やかに静岡地方気象台と連携して、異常現象の確認を行う。

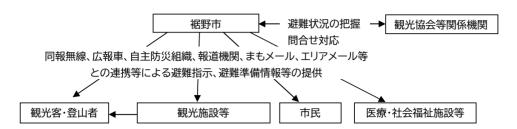
表1 住民からの通報体制

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1~3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会(会議)を招集し、報告内容について検討を行う。

3 避難に係る情報伝達体制



第3節 避難計画の策定

1 避難体制の準備

- (1) 市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ避難計画を定める。
- (2) 市は、あらかじめ近隣市町村に避難するための計画を策定し、必要に応じて、近隣市町村と協定を締結する。
- (3) 県は、富士山周辺市町村が近隣市町村に避難するための避難基本計画を策定する際の近隣市町村との調整、避難者受け入れ先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、「富士山火山防災対策に関する協定」(以下、「三県協定」という)に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (4) 県は、富士山周辺市町とバス会社等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (5)県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

2 避難計画の作成

(1) 基本的な考え方

ア 対象現象

この避難計画の対象とする火山の噴火様式は、火山灰、軽石、スコリアを高く吹き上げる噴火(プリニー式の噴火)及び溶岩の破片(噴石)やしぶきを噴き上げる噴火(ストロンポリ式噴火)とし、噴火現象は噴石、火砕流(火砕サージ)、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰及び降灰後土石流とする。

イ 規模

火山現象の規模や範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年、同委員会)」を基本とする。

ウ 避難先

富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的余裕がなく、また、生命への危険性が大きいため、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的余裕があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。避難対象者はまず自市内に避難とし、受入れ可能人数を超えた場合には、市外への広域避難とする。

なお、市外への広域避難の避難先については、協議会が策定した避難基本計画により県の調整に基づき避難先を決定 するものとする。

エ 火山現象別の避難の考え方

火山現象	避難の考え方
火砕流	火砕流の流下速度は時速数十kmから百数十kmと高速であり、火砕流発生後に流下コースか
火件派	ら避難することは不可能であるため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。
	大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度は速く、直接身体に当たれば死傷
噴石	(外傷、熱傷)し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に避難対
	象エリア外への避難とする。
	溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能なことから、噴火開始後3時間以内に溶
溶岩流	岩流が到着する可能性のある範囲(須山地区)については、噴火前の避難とするが、噴火開
冷石派	始後3時間を超えて到達する可能性のある範囲については、溶岩流の流下状況に応じた避
	難とする。

	・融雪型火山泥流は、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で融け、一気に融けた水が斜面の
	土砂を取り込んで、高速(時速60kmを超えることもある)で流下する現象であるため、基
	本的には避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物に避難する。
融雪型火山泥流	・これは短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、市外への広域的な避難は行
	わず、短時間に避難するためである。
	・避難場所への避難が困難な場合は、融雪型火山泥流の衝撃に耐えられる堅牢な建物に垂
	直的な避難をする。
	・降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いが、時間当た
	りの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備または屋内退
	避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難または自宅等への
	屋内退避とする。
1/2 CT.	・避難先は、降灰に耐えうる近隣の堅牢な建物とし、基本的には市内での避難となる。
降灰	・ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立もしくは通常生活が困難になる恐
	れがある場合は、避難対象エリア外へ避難する可能性があり、この場合は溶岩流等からの
	避難先を準用する。
	・降灰堆積深が30cm未満の場合には、降灰によって建物被害を受ける恐れが少ないた
	め、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。
	・降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流は、通常より
	弱い雨で発生し、広い範囲に流出する恐れがある。
降灰後土石流 	・基本的には、通常の土砂災害と同様に対応することとし、土砂災害に対して指定された避
	難場所へ避難する。
ルナナッキナ	小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内で小さな噴石が降っ
小さな噴石 	てきた時点で、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

(2) 避難計画策定の留意事項

区分	内容		
	ア 避難行動要支援者の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。		
 避難所	イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。		
AUXIII II	ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。		
	エ 避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エ リアを避けること。		
	ア 市長は、避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路を		
	あらかじめ設定する。また、市長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等		
避難経路の設定	について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。		
	イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けて		
	設定する。		
	ア 市は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。		
緊急輸送体制の整備	イ 市は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡		
	体制構築等の連携強化に努める。		
	ア 優先的に啓開を要する道路の選定に係る市との調整		
 道路啓開体制の整備	イ 道路啓開活動要員の確保		
連路谷開体制の発開 (道路管理者)	ウ 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保		
(追附官连句)	※ 融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰等を考慮して選定		
	エ 火山灰の仮置場、最終処分場の確保		

(3) 広域避難計画

第3次避難対象エリアの避難者については、噴火開始直後は火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合もあるため、噴火の大小などに係らず噴火した場合は速やかに避難させることを基本とする。

第4次避難対象地域の避難者については、判明した溶岩流等の実際のハザード(リアルタイムハザードマップ)に応じて避難させる。

避難者は、一義的には被害がないと見積もられる市内の避難所に可能な限り収容する。この際、市の指定避難所、その他の学校・幼稚園・保育園、各区のコミセン・広場等を市の管理下において運用する。噴火前、噴火後の親戚・知人宅への避難も推奨する。市内での収容が限界に達すると見込まれる場合は、市外に避難させる。

火山噴火後作成されるリアルタイムハザードマップに応じて、広域避難計画を修正して、実情に応じた避難計画とし、それに基づき避難する。

第4節 市が定める避難場所、避難所及び避難経路

(1)避難場所及び避難所(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第5項及び第3編第4章第11項を参照)

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、溶岩流の流下状況(市独自の流下ライン)毎に、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

- ・避難実施場所及び避難所は、災害が発生する恐れがある区域を避けて指定することが望ましい。しかしながら、噴火の影響範囲については噴火状況により大きく異なるため、指定にあたっては、事前の避難が必要な区域(本計画における第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア)の外とする。
- ・その他の避難対象エリア内で指定した場合は、開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。
- ・融雪型火山泥流、降灰(小さな噴石)及び降灰後土石流に対する避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。

(2) 避難経路(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第4項参照)

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、溶岩流の流下状況(市独自の流下ライン)毎に、次の事項に留意し地域の実情に応じた 避難経路を指定する。

- ・住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。
- ・溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。
- ・降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。
- ・交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

第5節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設を避難促進施設として指定し、避難確保計画を作成させるものとする。

避難促進施設一覧

	施設の名称	所在地
1	(株)ピカ ぐりんぱエリア事業所 ・キャンピカ富士ぐりんぱ ・森の駅富士山	須山字浅木塚地内
2	スノータウン イエティ 富士花めぐりの里	須山 2428
3	㈱フジヤマリゾートぐりんぱ	須山 2427
4	富士サファリパーク	須山 2255-27

F	中ためた物理	須山 2255-3108
5	忠ちゃん牧場	MH = 100 0.00
6	サジタリウス	須山 2255-793
7	ペンションふんわりこん	須山 2255-3810
8	富士栄光教会	須山 2255-2998
9	十里木高原丸勝商店	須山 2255-22
10	富士見屋	須山 2299
11	季の里 愛鷹荘(休業中)	須山 2269
12	株式会社富士急リゾートアメニティ	須山 2255-453
13	十里木別荘管理㈱	須山 2255-2656
14	十里木高原集会所	須山 2301-1
15	裾野市立富士山資料館(休館中)	須山 2255-39
16	十里木ドライブイン	須山 2311-1
17	ペンションレッドフォックス	須山 2255-3252
18	ペンションぶなの木	須山 2255-3812
19	ヴィラ・ハミングバード	須山 2255-2995
20	ペンションクリックラック	須山 2255-3000
21	手打蕎麦ふかさわ	須山 2255-417
22	十里木高原ひょうけつ館	須山 2255-1224
23	富岳ダイヤモンドライフすその	須山2949
24	富岳エメラルドパレス	須山2949
25	デイサービスセンターすやまホーム	須山163
26	裾野市立須山幼稚園	須山158-1
27	裾野市立富岡第一幼稚園	御宿682-14
28	裾野市立西幼稚園	佐野1470
29	裾野ひかり幼稚園	佐野171
30	裾野市立富岡保育園	上ケ田174-3
31	御宿台こども園	御宿1619-1
32	裾野市立西保育園	佐野1154
33	裾野市立須山小学校	須山165
34	裾野市立須山小学校放課後児童室	須山165
35	裾野市立富岡第二小学校	下和田890
36	据野市立富岡第二小学校放課後児童室	下和田890
37	据野市立富岡第一小学校 据野市立富岡第一小学校	御宿600
		<u> </u>

38	裾野市立富岡第一小学校放課後児童室	御宿600
39	裾野市立須山中学校	須山1502-1
40	裾野市立富岡中学校	御宿579
41	裾野市立西中学校	佐野450
42	富岳裾野学園	石脇207-1
43	放課後等デイサービス「めだか」	深良804-6

2 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設(避難確保計画の作成)に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

第6節 予防教育及び研修・訓練の実施

1 啓発活動

実施主体内容		
	・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により住民、自主防災組織	
	及び観光客等に対し、火山に関する知識等の普及・啓発を行う。	
	・住民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるように	
	するため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報(避難所の位置、連絡先、災害発生	
	時にとるべき行動等)を記載した防災マップ(以下「火山防災マップ」という。)の作成・配	
	布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった	
	啓発を行う。	
市	・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。	
	・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。	
	・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本	
	計画、市避難基本計画等の周知を図る。	
	・観光施設、宿泊施設等(以下「観光施設」という。)におけるハザードマップ又は火山防災マ	
	ップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進	
	する。	
	・市町と協力して、又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携によ	
	り、富士山ハザードマップや静岡県GISを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策	
	についての正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、本計画の周知を図る。	
県	・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本	
	計画、本計画の周知を図る。	
	・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光	
	客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。	
気象庁	・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県と市町と協力して啓発す	
静岡地方気象台	ర 。	
国土交通省中部地方整備局	・火山災害及び砂防における減債対策等についての正しい知識を広報誌や出前講座等によ	
富士砂防事務所	り、県民に対して啓発する。	
教育委員会・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山		
学校	進に努める。	
協議会	・避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。	
加哦厶	・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。	

2 自主防災活動

噴火前に避難行動をすべき地域内の自主防災組織は、市と協力して次の自主防災活動に努めるものとする。

- (1)「ハザードマップ」に基づく火山現象の影響想定範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・予報の種類、発表基準の確認
- (3) 火山災害時の避難経路及び避難所の確認
- (4) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (5) 避難行動要支援者台帳に基づく避難行動要支援者の把握
- (6) 避難行動要支援者に対する支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

3 防災訓練

_ 1132 32 1111			
実施主体	内容		
	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、県、市、防災関係機関、自		
県、市、防災関係機関、自主	主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった		
防災組織等	火山防災訓練を実施するものとする。		
	・県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。		
本 尼	市民は、県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する噴火を想定した防災		
市民	訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。		

第3章 災害応急対策計画

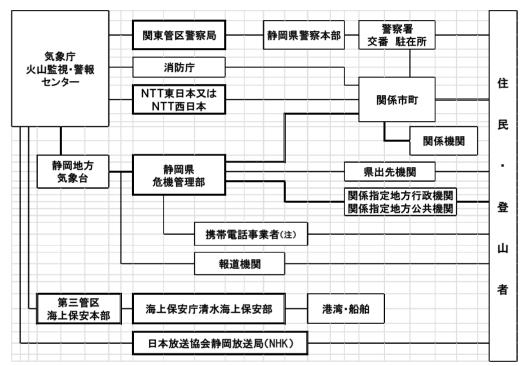
第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

1 噴火警報・噴火予報の伝達(気象庁→県→市)

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する(図9)。また、 伝達する情報の内容は表2のとおりである。

市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

なお、情報伝達にあたっては、要配慮者等への的確な情報提供に配慮するよう努める。



この他、避難指示の判断に資する情報として、気象庁等による観測の成果に基づく情報が、気象庁から県及び関係市町に対して随時提供される。

(注)緊急速報メールは、噴火に対する特別警報が対象市町に初めて発表された時に、携帯電話事業者を通じて関係するエリア に配信される。

(二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
(太線)は、「噴火警報」、噴火速報」及び「火山の状況」に関する解説情報(臨時)が発表された際に、活火山
対策特別措置法第 12 条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている連絡経路。
(二重線は)、

- ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)の通報もしくは要請等
- ・特別警報に位置付けられている噴火警報(居住区域)について、気象業務法第 5 条の 2 による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝搬経路。

図7 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

表 2 伝達する情報

収と 以達する	TIG TIK
区分	名称
伝達する情報	・「噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))」 ・「噴火警報(レベル3(入山規制))」 ・「噴火警報(レベル4(避難準備))」 ・「火山活動解説資料(噴火の影響範囲等)」 ・「火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)」 ・「噴火警報(レベル5(避難))」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」 ・「火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等)」 ・「火山活動解説資料(上空からの観測成果等)」 ・「火山の状況に関する解説情報(臨時)」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報(レベル3(入山規制))」 ・「火口周辺警報(レベル2(火口周辺規制))」が発表される場合がある。

2 噴火警報・避難指示等の伝達(市→住民)

噴火警報等の通報を受けたときは、市長は、直ちに同時通報用無線などにより、住民等に伝達する(図8)。

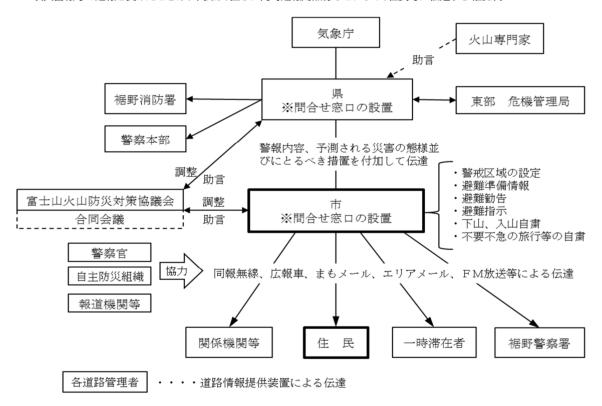


図8 富士山噴火警報伝達系統図

第2節 避難指示等

1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象(有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等)が観測されると、気象庁は、噴火警報等(噴火警戒レベル)を発表することから、市は、避難基本計画及び別冊2「市避難基本計画」に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報(噴火警戒レベル)及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行う。

実施者	内容		
市長	ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示を発令する。 イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。		
	ア避難指示の主旨 イ避難指示が出された地域名 ウ避難所の名称及び所在地 エ避難経路及び誘導方法		
	ウ 避難指示を発令したときは、速やかにその旨を知事に通知する。		

<代行処理>宝施者

111176727 7,1161	
実施者	内容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知事	ア 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。 イ 市長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等 の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切 迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

2 警戒区域の設定(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第3項参照)

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずることができる。

市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒(対策)合同会議(以下、「合同会議」という。)において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第1項で定める基本的人権(居住・移転の自由)に 配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。
- ・噴火開始前は、第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。
- ・噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の 状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内容
市長	火山噴火による災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民等の生命又は 身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により富士山周辺市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊 等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域 を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

[※]市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3 観光客・登山者への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を有する者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとする。

観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

(1) 観光客・登山者等への避難支援

「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が気象庁から発表された場合、五合目から上にいる観光客・登山者を対象に速やかに下山するよう指示する。

噴火警戒レベルが3~5に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。

知业安。	癸山★坐∧	の避難支援	宝齿甘淮
在ガナースト・リ	口川石芸八		天加母华

実施時期	対応
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	五合目から上の登山者について下山指示
噴火警戒レベル3	帰宅の呼びかけ (第4次避難対象エリアから内側)

(2) 入山規制(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第2項参照)

市は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する(下表)。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。市及び県は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届(登山計画書)の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア(必要な範囲)
状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

4 一般住民の段階的な避難等(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第5項参照)

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを 参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。

(1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するにあたっては、区や自主防災会組織等の実情に応じた範囲とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

(2) 噴火前の避難

第1次避難対象エリア・第2次避難対象エリア及び第3次避難対象エリアのうち下和田区の避難行動要支援者、また冬季はこれに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。また、冬季に著しい降雪が予想される場合は、静岡地方気象台等の助言を受け、避難対象エリアの拡大を検討する。

(3) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1(解説情報(臨時))が発表された場合、避難対象エリア内の地域に対し、避難指示の発令前に避難者自身が 選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

(4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に 住宅地がある本市の特性を踏まえ、県が定めた溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」に基づき、市独自の流下ライン (「須山ライン」及び「黄瀬川 M43 ライン」)により、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。(図9)

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶 岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターン(ライン)を想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後に発表される噴火警報の「警戒が必要な範囲」について、溶岩流による影響範囲を即座に特定することが困難なことも想定される。そのため、火口位置や噴火状況を基に、ある程度幅広な「警戒が必要な範囲」が示されることを想定し、県及び市町村は、「想定火口範囲のどのあたりから噴火したら、溶岩流がどの地域に流下するか」を溶岩流ドリルマップ等に基づいて、必要な避難の範囲について地域防災計画の中で予め検討しておき、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保する必要がある。

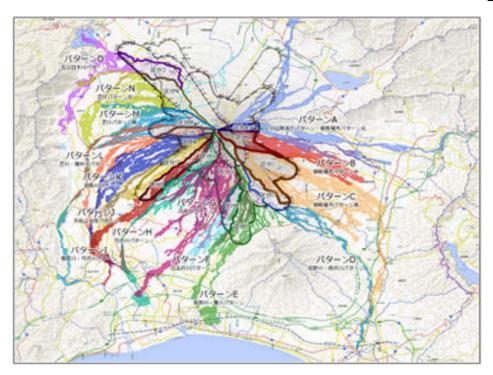




図9 溶岩流の流下パターン※1及び想定火口範囲の区分との重ね合わせ図※2

- ※1 流下範囲は 24 時間以内に到達する可能性のある範囲(流下パターンで裾野市に関係あるのはCとD)
- ※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで表示された範囲の全てが影響するわけではない。
- (5) 溶岩流等(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)からの避難における避難地先及び避難方法の検討 避難対象エリアごとに、次のとおり検討する。なお、噴火の状況により自市町内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対 応は第8項に示す。
- ・第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市町内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ(斜面の向き)に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所(一時集結地)に原則、徒歩で避難。
- ・それ以外の地域の住民は、指定された避難所・避難場所(一時集結地)に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両(バス、トラック等)により避難。 (6) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

- 5 避難行動要支援者の避難(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第8項参照)
- (1)避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。
- (2)特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により 避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。な お、「協議会統一基準」(富士山火山防災協議会 令和 5 年 3 月)に基づいて市が避難促進施設として指定した施設について

は、事前に避難確保計画を作成する。

(3)避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避避難対象エリア・第2次避難対象エリアのうち十里木別荘地域(第1次避難対象エリアを除く)及び須山4区【全方位】
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア(須山1・2・3・6 区)及び第 3 次避難対象エリア 【全方位】
噴火警戒レベル5(噴火前)	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火開始直後	第4次避難対象エリア(移動に時間が要する者)
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

6 救出救助

(1) 人命の救出救助

地震対策編 第5章第6節「3 人命の救出活動」により、市は関係機関による救出活動について総合調整を行う。

(2) 避難未実施者等の救助

市は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。 町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次被害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

7 一時帰宅の実施

- (1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全性の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- (2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議(または協議会)において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。
- (3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

8 広域避難

(1)広域避難の調整と実施

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大(溶岩流の流下「黄瀬川ライン」)し、市内での避難者の受入が困難である場合は、市外への広域避難となる。

市は県と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。

市及び県は避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。(現在、調整・検討中)

広域避難者は、市内の一時集結地(避難場所等)へ徒歩又は自家用車等で集合する。また、広域避難先への円滑な避難のために、市外にさらなる中継地を設けることも検討する(図8)。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

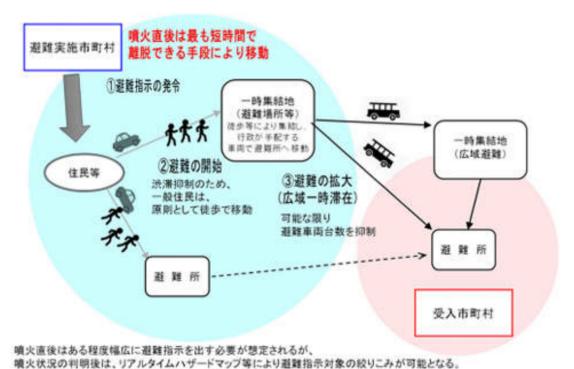


図10 広域避難の実施概念図

(2)広避避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している(図11)。 市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

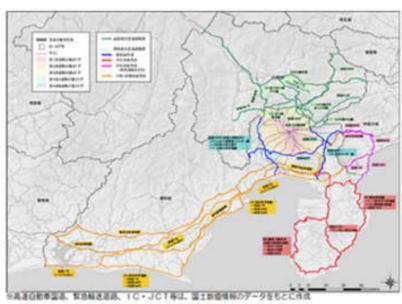


図11 広域避難路

第3節 市の体制(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第2章参照)

1 配備体制

市は、噴火警戒レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

配備体制の基準

		ı
災害等の状況 (噴火警戒レベル)	市の体制	備考
レベル 1 (火山の状況に関する解説情報)	□情報収集体制、又は、事前配備体制	噴火活動及び噴火情報収集の度合いにより 体制を判断
レベル 1 (火山の状況に関する解説情報 (臨時))又は、レベル 3 引き上げ に関する事前連絡を受けた	□噴火前避難支援体制(新規) ・事前配備体制 ・避難所開設体制 ・須山地区等周辺居住職員(※1)の呼 集	入山規制及び交通規制準備
レベル 2	(%2)	
レベル 3	□第 1 次配備体制(災害警戒本部)	入山規制及び交通規制 第1次避難対象エリアの避難 第2次避難対象エリアの高齢者等避難 必要に応じ、災害対策本部
レベル4	□第 2 次配備体制(災害対策本部)	交通規制 須山地区全域及び下和田区(避難行動要支 援者)の避難

- ※1 須山地区等周辺居住職員(須山地区、下和田・呼子区)は、各年度当初での配備体制見直し時に確認・調整する。
- ※2 レベル2は、引き上げ時はなく、引き下げ時のみであり、情報収集体制、又は、事前配備体制
- ★本部長等が必要と認めた場合は、参集基準に関わらず必要な職員を集める。

2 災害対策本部の設置等

(1) 火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替えとなる場所・設備等を予め検討しておく。

【本部設置場所】

体 制 等	施 設 名	住 所	富士山視認状況	備考
情報収集体制	裾野市役所 危機管理課(1階)	裾野市佐野 1059	困難	
噴火前支援体制 第 1 次配備体制(災害	須山支所 (現地調整所)	裾野市須山1693-12	可能	
警戒本部) 第2次配備体制(災害 対策本部)	裾野市役所 401 会議室(4 階)	裾野市佐野1059	可能	溶岩流の流下状況に 応じ、災害対策本部位
災害対策本部	東中学校	裾野市公文名 686-1	可 能	置を決定する。
(予備)	住友金属鉱山㈱戦略 研究所	裾野市千福が丘 4 丁目 17-1	可能	※防災協定改定中

(2)「噴火前避難」に関し、自治組織を持たない十里木別荘を含む須山地区住民や登山・遊興施設利用の観光客等の避難支援 (誘導)及び警察・消防・自衛隊等関係防災機関の現地活動を適時適切に行うため、噴火警戒レベル3発表に先立ち、レベル引 き上げに関する静岡地方気象台からの事前連絡、または、火山の状況に関する解説情報(臨時)発表に伴い、須山支所に「現 地調整所」を開設する。

ア現地調整所の開設・運営

(a)火山の状況に関する解説情報(臨時)発表等を受け、噴火警戒レベル3発表の時期を捉え、危機管理課要員を長として所要の人員・資機材を準備し、必要車両に積載して須山支所へ前進、現地到着後、速やかに現地調整所を開設する。所要の人員は、事前配備・避難所開設体制要員を充てる。(職員の呼集状況に応じて編成し、準備できた車両毎逐次移動(出発)する。) (b)噴火前避難支援体制で示された須山地区等周辺居住職員は、呼集後に直接須山支所へ前進して、現地調整所の掌握下に入り活動を実施する。

【市の噴火前体制・流れ】

噴	火状系	(警戒	レベル)	LYKI	火山活動制	設情報 (2011年)	サイル3	レベル4
	県	の体制	H	事前配備(情報収集)		警戒本部設置()	必要に応じ災害対策本部)	
	避	M f	報等				避難指示(1次エリア) 高齢者等液質(2次エリア)	避難指示(須山地区全域) 高齢者等避難(下和田区)
	ā	e (#	体制	噴火活 動物油	事而配備 (情報形成)	明大宗 訓練大課	第1次配備(養成本部) 避難所開設	第2次配備 (災害対策本部)
東	各別行動等	現地調整所	* 8			呼 集 型	本市役所・関係部署へ連絡 ・順山避難所開設指示 ●1次エリアの避難確認 2次 ・2次エリアの避難支援指示 ・近回広報、入山・2・無料	◆市役所・関係部署へ連絡 ◆巡回広報、交通機制・誘導 ◆遊難式災全級規制・指導 ・遊難式災犯機・通報、事案対応 ◆製板区域の設定準備
市の体制等			QBH			描加	◆状民起躍及び頂山1~3・6 区。下和田区への派遣準備	◆譲山地区(5~3・6区)と下和田区系通 (自主助との調整・把館) ◆情報収集・連絡・遊離支援 (遊難バス連用・要支援者把握・連絡)
			教助班			動 房	◆状況、特に、要支援者情報の把握、活動達備	・収容成からの情報更減・整理 ◆要請による避難行動器支援者の遊覧 支援(性助・輸送)
		広城戦	須山班			# 1	◆添山遊館所の開設(運営) ◆2次エリアへの遊覧支援 (遊覧バス運用)	◆演山遊艇所入所者の遊覧支援 (遊覧バス漫画) ◆遊覧所撤収
		難地班	その他			100	◆呼集(人員・状況把握) ◆出発(車両・避難所必要資 材)連備	◆深良中・東中へ移動、避難所開設 ◆東中(別荘民)・東中(頂山区民) ◆連轄名気け入れ(交通誘導・受付)
B		Ħ	¥	i		88 9h	が固広報(富士急別託地美 要森林地区) ※防犯兼ねる。◆入山・交通規模が水ヶ塚付近)	◆巡回広報(しべル3に関5。) ◆交通規制(1次エリア、遊難支援(誘導:6か用)、値入脚制(2か用)
6		湖	防			^ #	◆巡回広報(南富士2・3地区) ◆入山規制(資料館展遊) ◆遊載支援(患者等虧透)	◆遊回広報(レベル3に同じ。) ◆避難支援(要支援者患者等敷送)
		Ĥ	衛隊			W 1	連絡員の派遣(状況乾耀)	(◆必要により、警戒区域設定及び区域 内残留者の救助・救出)

5 避難先(細部は、別冊2「市避難基本計画」第2編第2章第5・6項及び第3編第4章第11項参照)

(1) 避難の考え方

市は、噴火前の全周避難の段階においては、市内避難を計画し、噴火後は、特に、溶岩流の流下ライン等の状況に応じた市内避難及び市外(広域)避難を計画する。市内避難において、避難指示等を発令した時は、指定避難所を開設して避難者を受け入れる。

【市の避難所開設等に係る対応事項等】

	「ひく・そられべるという」の名は大は大型へいました。	
実施時期	対応事項	
噴火警戒レベル1 (活火山であること に留意)	■噴火活動段階及び噴火後の状況に応じた準備 □ 避難所施設の指定及びリスト化 □ 区(自主防災会等)ごとに避難対象者のリスト化 ■避難所との連絡体制等の構築	
噴火警戒レベル1 (解説情報(臨時))	■須山地区(研修センター等)避難所の開設準備	
噴火警戒レベル3	■須山地区(研修センター等)避難所の開設 ■深良中・東中避難所の開設準備	□避難所の開設
噴火警戒レベル4・5	■深良中・東中避難所の開設■富岡支所、又は、富岡第一小学校及び東小学校の開設準備	□避難者の受入れ状況の 把握及び県への報告
噴火開始直後	■富岡支所、又は、富岡第一小学校及び東小学校の開設 ■溶岩流の流下ラインに応じたしない避難所の開設及び 市外(広域)避難準備(調整等)	□噴火前の自主的な分散
噴火状況判明後	■溶岩流の流下状況(リアルハザードマップ・対象流下ドリルマップ)に応じた市内避難所の開設及び市外(広域)避難(統制等)	避難者の情報収集及び 県への報告

【溶岩流の避難対象者と避難先】

		避難区分等	避難対象範囲等	避難者数	避難先
噴火前の避難		全方位避難	須山地区(全域) 下和田区(要支援者)	須山 2,167人 19人 計 2,186人	市内避難 (深良中·東中)
		須山ライン	26 コ区 ②河川沿いの絞り込み 須山街道沿い及び佐野川沿い と中央公園より南側の黄瀬川沿 い左右 300m	12,245 人 (17,873 人)※	市内避難 (溶岩流未流下の避難 所及び福祉避難所) 表-19 参照
噴火後の避難	噴火開始直後の 避難	黄瀬川 M43ライン	42コ区 ◎河川沿いの絞り込み 市民文化センター以北の黄瀬川 沿い左右300m ◎流下地域の絞り込み 市民文化センター以南の対象行 政区地域も溶岩流流下面積比率 瀬算出	20,774 人 (28,219 人)※	市外(広域)避難及び一部市内避難 (溶岩流未流下の避難 所及び福祉避難所) (表-20 参照)
難	噴火状況判明後	黄瀬川その他ライン	67□区 ◎対象地域の絞り込みは今後検 討	40,428人	市外(広域)避難及び一部市内避難 (溶岩流未流下の避難所及び福祉避難所) (図 2-44 参照)
	の避難	御殿場市境ライン	27□区 ◎一部、流下地域の絞り込み(対 象行政区地域は、溶岩流流下面 積比率で算出)	約12,220人 (17,984人)※	市内避難 ◎必要により市外(広域)避難 (図 2-45 参照)

^{※()}内の数字は、対象行政区域の絞り込みをしない場合の避難者数

(2) 広域避難

協議会が策定した避難基本計画においては、大規模な降灰の影響を考慮し、事前の避難先は定めずに必要に応じて、三県や合同会議において調整することが明記された。

いずれにしても、裾野市外への避難は、市独自の努力では成しうる事ができず、近隣市町との防災協議会の活用や個別の防災協定等による相互支援を実施するとともに、県を通じた総括的な統制・調整が必要であることから、今計画においては現在までの調整による枠組みや検討の方向性を記述し、今後逐次修正・深化させる。

○ 噴火開始直後の避難予定先

県流下パターン避	受入市町
難による避難実施市町	(※ 県を通じ、調整中)
裾野市 隣接市町等(御殿場 市、長泉町、沼津市)	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 状況により、西麓(富士市、富士宮市)

○ 噴火現象判明後(ハザードマップ等)による避難予定先(最大影響時:L35 の場合)

避難実施市町	避難者数(最大)※1	受入市町 (※ 県を通じ、調整中)
裾野市 隣接市町等 (小山町、御殿場市、三島市、 長泉町、清水町、沼津市)	約 170,000 人	○ 富士市、富士宮市○ 熱海市、伊東市○ 伊豆市、伊豆の国市、函南町、加茂6市町○ 静岡市、浜松市○ 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町

^{※1} 避難者数(最大)とは、溶岩流の拡大が終息した時点(最大57日後)の避難者数であり、直ちに当該人口の避難となる訳ではない。

(3) 避難方法

- ○避難の開始基準は、同章同節「2 段階的な避難」のとおり設定する。ただし、火山活動の状況によって、避難開始の時期が早まる可能性があることに留意する。
- ○避難行動については自家用車等による移動を基本とし、1世帯につき1台の使用とする。
- ○自家用車による避難が困難な避難者については市が避難車両を確保する。

第4節 交通規制(細部は、別冊2「市避難基本計画」第3編第4章第5項参照)

1 一般道路の交通規制

(1) 基本的な考え方

- ア 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(または「協議会」)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。
- イ 市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市 は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。
- ウ 警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒 第1次		・入山規制に係る登山口等への進入規制
レベル3	避難対象エリア	・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒	第1次~第2次	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始
レベル4	避難対象エリア	・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒	第1次~第3次	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置
レベル5	避難対象エリア	・渋滞の抑制措置 等
	第1次~第4次B	・避難誘導のための交通誘導
· 順久後	避難対象エリア	・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

[※]融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

ア 緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、市及び県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、「協議会」において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際に

- は、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。
- イ 警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代 替路線等を警察庁経由で調整する。

交通規制の内容

実施者	内容
県公安委員会 (警察)	ア 警戒区域へ流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

2 高速道路の交通規制

- (1) 一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路(以下、「高速道路等」 という。)を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新 東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。
- (2) 警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。
- (3) 中日本高速道路株式会社(以下、「NEXCO 中日本」という。)は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理 道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石 流が発生するおそれがあることから、合同会議(または「協議会」)が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に 基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路 区間を交通規制の対象とする。
- (4) 高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通(首都圏~中京・阪神圏等)の広域的な迂回路を確保する必要がある ことから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者			
噴火警戒 レベル3以降		・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) ・帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導	警察			
	ー (必要に応じて)	・影響範囲内への流入規制(不要不急の場合に限る) ・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本			
噴火後	避難指示等が発 令された地域を 含む区間	・避難誘導のための交通規制 ・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察			
		・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め(溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む)	NEXCO 中日本			

[※]融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

3 鉄道の運行規制

- (1)火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。なお、本計画で鉄道運行規制の対象となる 鉄道路線は御殿場線である。
- (2) 積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議(または協議会)は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行う

とともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

- (3)鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル 3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。
- (4)避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議(または協議会)は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。
- (5)溶岩流の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。
 - ·東海旅客鉄道(株):御殿場線

鉄道における運行規制の実施基準

SCETON SCETIMEN COURT							
実施時期	規制対象	交通規制対応					
噴火警戒 レベル3以降	_	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行 規制					
避難指示等 発令時	避難指示等が発 令された地域を 含む区間	(状況に応じて)運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制					

[※]融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第5節 避難者の輸送

1 全般

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を 行う。

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1(活火山であることに留意(情報収集体制))の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

2 噴火前避難時の避難輸送

- (1) 須山地区における噴火前避難おいては、防災協定締結業者「裾野バス」に対し、噴火警戒レベルの発表に応じて適時情報 提供(噴火警戒レベル3の段階から逐次実施)を実施し、「避難指示」発令後の迅速な避難バス派遣を留意する。
- (2) 裾野バス保有の車両(最大9両:大型×7、中型×1、マイクロバス×1)の派遣可能状況に応じ、当時の須山地区自走不可住 民数に応じた柔軟かつ融通性をもった運用に着意する。(収容班情報等により現地調整所が統制指示)
- (3) 時期的特性等により、須山地区周辺の避難路が渋滞した場合、第2次避難対象エリア外(ヘルシーパークと時之栖スポーツセンターの2カ所)に中継所を設定し、ピストン輸送を実施する。



※ 収容班は、研修センター

避難バスを掌握して添乗 し

現地調整所の統制・指示に 基づき<u>担当地域の自走不可避</u> <u>難住民の収容・輸送</u>(避難 支援)を行う。

第6節 広域避難路の除灰等

1 降灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、 速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物(融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流)に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議(または「協議会」)において迂回路を検討する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等(障害物を含む)により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。 なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討し ておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である(災 害対策基本法第76条の6)。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定 締結等を検討し、噴火開始後は、国(国土交通省)や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速や かな確保に努める。

なお、除排雪資機材等(路面清掃車(ロードスイーパー)、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等)は、 除灰作業用資機材として代用可能である。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等 により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議におい て調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容

- ・降灰状況の把握体制
- ・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- ・調達可能な除灰作業用資機材の把握
- ・優先除灰路線の設定
- ・人員、資機材投入パターンの検討
- ・資機材用の燃料確保
- ・一時仮置き場の設定
- ・輸送ルートの設定
- ・最終処分方法、処分場所の決定

(4) 火山灰の処分

市は、県と火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第7節 社会秩序維持活動

実施主体	内容		
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。		
県	・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 ・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例(平成11年条例第35号)」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。		
裾野警察署	地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備 力を集中して事態の収拾を図る。		

第8節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施 オス

- 1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市
 - (1) 築塁、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
 - (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
 - (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
 - (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
 - (5) 既存砂防施設の除石

2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第9節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実施主体	内 容
国土交通省中部地方整備局· 関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市への通知及び一般への周知(土石流の被害が想定される土地 の区域及び時期に関する情報を随時提供) ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
市	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

第1節 復旧

1 復旧対策

(1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

- (3) 施設・地域の安全性の確認
 - ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に施設・地域の安全性の確認を行う。
 - イ 施設・地域の安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広 報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。
- (4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、市長等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

2 被災者等へのフォロー

(1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、自主防災会等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

富士山噴火災害への対応が収束した時点、または、対応評価が可能な時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

裾野市地域防災計画

(共通対策編・地震対策編・風水害対策編・火山対策編)

発 行 日:令和6年4月

編集·発行:裾野市環境市民部危機管理課